

# 目黒区ブロック塀等 除却工事等助成

道路沿いで安全性の確認できないブロック塀等の除却工事及び除却したブロック塀等の代わりに、ネットフェンス等に変更する工事に助成し、災害に強いまちづくりを推進します。

目 黒 区

# ブロック塀等除却工事

## 助成内容

- 除却工事費用の50%
- 上限20万円
- 塀等の長さ1 mあたり上限9千円

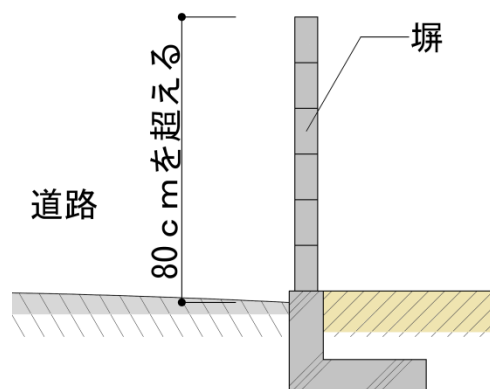
注：申請者が法人の場合は申請額に消費税を含められません

## 助成対象

下記の項目をすべて満たすものが助成対象です

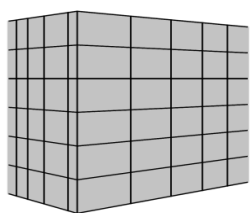
- 道路沿いの塀および道路内に倒壊のおそれのあるもの
- 安全性が確認できないもの
- 道路からの高さが80 cmを超えるもの（右図参照）
- 道路に面する部分をすべて撤去すること
- 前年度の住民税・固定資産税に未納がないこと

注：建築物の解体工事と一緒に行うものは対象外です

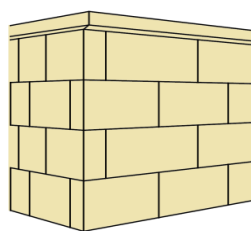


### 【対象となる塀の種類】

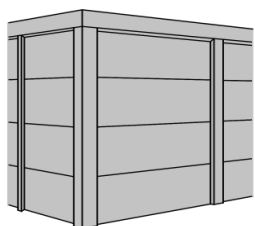
#### 補強コンクリートブロック塀



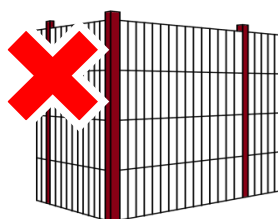
#### 組積造の塀（石塀など）



#### 万年塀



#### フェンス（対象外）



# フェンス等建替え工事

## 助成内容

- 建替え工事費用の50%
  - 上限40万円
  - 塀等の長さ1 mあたり上限1万8千円
- 注：申請者が法人の場合は申請額に消費税を含められません

- 建替え工事の設計及び工事監理費用 上限15万円  
(対象：建築確認申請にかかる設計・工事監理が対象)

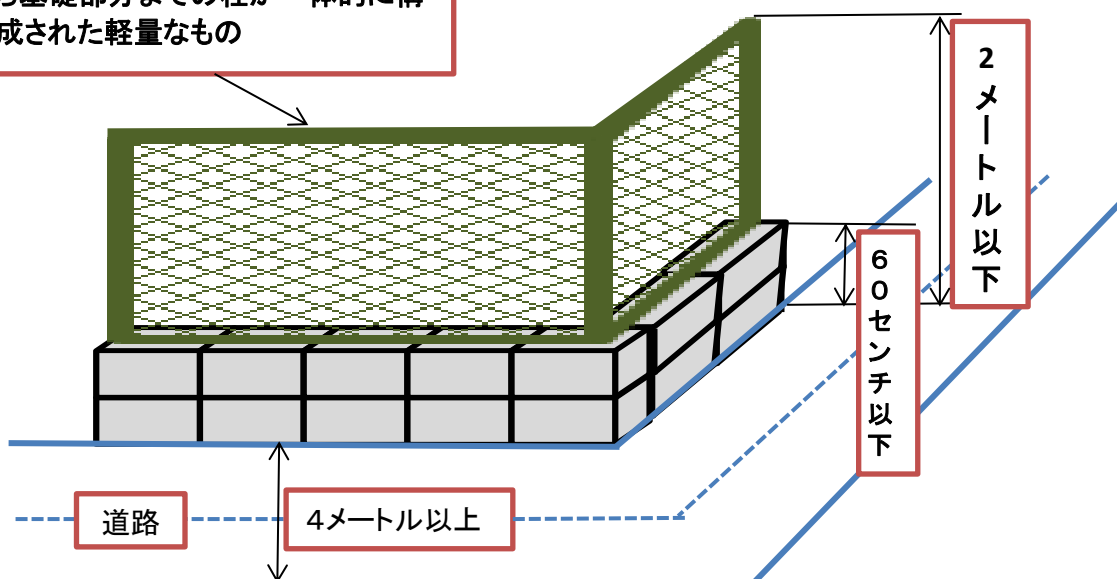
令和3年度拡充しました。

## 助成対象

下記の項目をすべて満たすものが対象です

- ブロック塀等除却後、その範囲以内において軽量フェンス等を新設する工事
- 建築基準法、建築基準法関係規定及び東京都建築安全条例に適合した工事
- 高さが2メートル以下のもの
- 塀の基礎及び立ち上がり部分の構造は、高さ60センチメートル以下とし、鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造と同等の構造強度を持つものとする
- 前年度の住民税・固定資産税に未納がないこと

ネットフェンス、アルミ格子フェンス、目隠しフェンス等フェンスの頂部から基礎部分までの柱が一体的に構成された軽量なもの



# 手続きの流れ

※概要です。詳細はお問合せください。

**仮受付（電話、窓口）** まずはお問合せください。相談・仮受付を行います

**現場確認（区職員）** 区職員が現地へ伺い、助成対象になるか確認します。

**工事費見積もり** 施工業者に見積もりを依頼してください（申請に必要）。  
**※契約はまだしないでください！！**

**申請** 必要書類をそろえて、区窓口へ提出してください。

**助成決定** 申請書類審査後、助成決定通知書を送付します。

**契約・工事着手** 施工業者と契約し、工事に着手してください。  
区へ着手届を提出してください。

変更届（事業内容に変更がある場合）  
変更申請書（助成金に変更が生じる場合）

**工事完了・費用支払い** 工事完了後、施工業者に費用全額を支払い、領収証を受領してください。

**完了届** 必要書類をそろえて、区窓口へ提出してください。

**交付額決定・請求書送付** 完了届及び添付書類審査後、交付額決定通知書と請求書を送付します。

**請求書提出・口座へ助成金支払い** 請求書にご記入後、区へ提出してください。  
後日、指定口座に助成金が振り込まれます。

問合せ先：目黒区都市整備部建築課 耐震化促進係 TEL03-5722-9490

## 【塀に関する目黒区の助成・融資制度のご案内】

- ・二項道路の拡幅整備に伴う撤去費用の一部助成  
都市整備課 狭あい道路係 TEL03-5722-9729
- ・生け垣等植栽（道路沿い）に伴う既存塀撤去費用の一部助成  
みどり土木政策課 みどりの係 TEL03-5722-9359
- ・塀の修築（補修等）に係る、資金融資あっせん（撤去・新設は対象外）  
住宅課 居住支援係 TEL03-5722-9878

撤去後にフェンス・塀等を新設する場合は、建築確認申請が必要となりますので、建築課建築指導係へお問合せください。  
建築課 建築指導係 TEL03-5722-9637